平成２１年（フ）第１７０号
岐阜県中津川市高山976番地
債務者　本間　和也
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１７３号
岐阜県恵那市山岡町原239番地
債務者　春日井隆広
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１７４号
岐阜県多治見市笠原町2647番地の６　コーポ笠原203
債務者　太田　好子（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１８１号
岐阜県恵那市大井町1605番地34
債務者　眞田　憲子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第３４２号
静岡県磐田市見付3596番地２　プラムハイツ102
債務者　石川　博也
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
香川県さぬき市志度360番地２　ハイツ宝Ｃ105号室
債務者　杉本　和夫
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結

平成２０年（フ）第６７号
山口県長門市日置上6020番地の５
破産者　有限会社大下商店
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所萩支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３３４３号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目５番８号
破産者　矢冨　雅人
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第９３５号
静岡県御前崎市御前崎40番地の41
破産者　三輪　賢之
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９３６号
静岡県御前崎市御前崎40番地の41
破産者　三輪　和枝
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０号
静岡県島田市旭２丁目12番14号
破産者　星　　忠良
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８６０号
名古屋市西区又穂町１丁目７番地の１　グローリーハイツ302号
破産者　古市　雅典
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８８２号
名古屋市天白区平針４丁目701番地の１　アボワールシャトウ２Ｂ号
破産者　中島佐知子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９２号
愛知県北名古屋市鹿田大門65番地１
破産者　東　　芳史
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２０６１号
福岡市東区下原３丁目２番１号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区青葉３丁目30番４号
破産者　安部　勝正
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３１４８号
福岡市早良区原団地74番502号
破産者　増岡　博文
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５７号
仙台市宮城野福住町11番地の８　シティハイツ10番館206、開始決定時の住所仙台市宮城野区小田原３丁目５番５―210号
破産者　平石　健人
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係